

大河原町部活動地域展開通信 No.20

～地域と学校の協働による部活動の推進をめざして～

令和8年7月3日発行

大河原町教育委員会

生涯学習課 TEL53-2758

教育総務課 TEL53-2742

「地域クラブ活動認定制度」とは？

二十四節気のひとつ「小暑」は、梅雨がそろそろ終わりに近づき、本格的な暑さが始まる少し手前を意味する時季のことです。今年の小暑は7月7日、ちょうど七夕と重なります。これから気温と湿度が一段と上がり、熱中症の発生リスクも高まる時期に入ります。予防対策を講じながら「安全最優先」で活動したいです。

さて、先日(6/29)、今年度最初の部活動地域展開推進協議会を開催しました。協議会では、前年度の事業実績や今年度の計画等を確認するとともに、運営上の課題として「地域クラブ活動に関する認定制度」について話し合いました。

地域クラブ活動の認定制度は、文部科学省が昨年12月に公表した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」で創設されました。部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動のうち、国が示す要件を満たし、市区町村等から認定を受けた活動を「認定地域クラブ活動」と言います。なお、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については認定したものとなされ、大河原町直営の23ある休日地域クラブ活動の全てが認定扱いとなります。

一定の要件を満たすことで「認定地域クラブ活動」として認められることになりますが、その要件とはどのようなもののでしょうか？ 国の新ガイドラインには、次のように示されています。



【国の新ガイドラインが定める7つの認定要件】

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること



さらに、要件ごとに具体的な事項が示され、例えば、要件①では、「選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること」や、要件②では「活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること」とあります。あくまでも学校部活動の受け皿としての活動ですから、勝利至上主義のクラブチームなどは認定されません。現在、制度の導入にあたって検討段階ですが、詳しい内容等を知りたい方は、事務局（生涯学習課 ☎53-2758）へお問い合わせください。

大河原町 Web サイト「部活動地域展開」

